令和4年度個人情報保護委員会調達改善計画の年度末自己評価(概要) (対象期間:令和4年4月1日~令和5年3月31日)

令和5年7月3日個人情報保護委員会

第1 一者応札の改善

令和4年度は、以下のチェックプロセスを実施。

入札説明会等に参加したが、応札しなかった者からの意見聴取。

→ 一者応札であった 15 事業を対象に実施。

意見聴取により判明した課題

- ○仕様書で求められている資格を満たす 人員の確保が困難。
- ○示された調達スケジュールでは、準備 期間が短く、作業体制の確保が困難。
- 〇既存システムの案件では、新規参入業者にとってはトラブル時の対応や環境変更などのリスクが大きい。

今後の対応方針

- ○作業要員の要件が過大になっていない か精査し、緩和できる要件について緩 和をする。
- ○業務の開始時期に照らし、資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保したスケジュールにする。

第2 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約について、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査 委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施。

第3 調達における公告期間の確保の徹底

総合評価落札方式の調達の場合には、公告期間を30日以上確保することを徹底。

第4 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化

令和4年度は、以下のチェックプロセスを実施。

- ① 一者応札に対する事前審査
 - → <u>前回一者応札だった7事業について、昨年度のセルフチェックリストを</u> 踏まえ、適切な調達手法等を検討。
- ② 一者応札に対する事後審査
 - → <u>一者応札であった 15 事業を対象として開札後において、セルフチェック</u> リストによる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施。

第5 その他の取組

- ①前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施。
- ②契約状況について、外部有識者からの意見を聴取。

以上

古的な取組 共通的な取組

重点的な取組、共通的な取組 令和4年度の調達改善計画							令和4年度末個人情報保護委員会自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日~令和5年3月31日)										
	取組の目標					取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) 実体にセンス											
重点的 な取組	共通的 な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	難易度	取組の 開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	難易度	取組の 開始年度	実施した取組内容	進捗度		定性的	- 実施 時期	実施において 明らかとなった 課題等	今後の計画に反映する 際のポイント
0		一者応札の改善	・入札説明書等を取り寄せたが応札 しなかった者からの意見聴取。 ・聴取した意見を基に同及を分析し次 回以降の調達に活用。 ・財・サービスの特性により供給者が 特定一者であるものについては、競 争入札の有効性等を慎重に検討し、 場合によっては、随意契約として条 件、価格等に関する交渉を実施。		А	H29	全ての一者応札について原 因分析を行い、各明連ごと に、その内容の理点と はの検証を行うとともに、その 結果を踏まえた改善や調達手 法の見直しを図る。		А	Н29	・全ての一者応札案件について、入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴取を実施。 ・財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、数争入札の有効性等を慎重に検討した。	А	・本年度一者応札であった、 15事業を対象に意見聴取を 実施し、要因分析と今後の対 応策について検討を行った。 ・昨年検討を行った7事業のう ち2事業が改善した。	-		・仕様書の要件緩和及び参加 資格の等級の拡大等、応札 可能事業者の拡大策の検 討。 ・調達スケジュールの前倒し を行うなど、業者の作業期間 を確保。 以上の他、更なる改善の検討 が必要。	本取組を引き続き実施する。
0		一者応札の改善 (経常的な一者応札)	・過去3年間を通じて、一者応札となった案件については、経常的な一者応札案件とみなし、モアリング等を通じて、個別具体的に着目・分析することにより改善を図る。また、個別案件ごとに要因分析を記載した一者応札案件の一覧の作成等を行い把握に努める。	経常的な一者応札案件につい て、個別具体的に要因分析等を 行る場合が表示が大 きく見込まれるため。	А	R2	経常的な一者応札案件について個別的に案件を抽出し、 分析等を行い調達手法等の 改善を図る。	R5年 3月まで	А	R2	・過去3年間を通じて、一者応 札となった案件については、 経常的な一者応札案件とみな し、ヒアリング等を通じて、個 別具体的に着目・分析を行った。また、個別案件ごとに要 因分析を記載した一者応札案 件の一覧の作成等を行い把 握に努めた。	A	・一者応札案件の一覧を作成 し、そのうち過去3年間を通じて、一者応札となった1事業に ついて個別具体的な分析を実 施した。	-	R5年 3月まで	・仕様書の要件緩和の検討・新規参入業者の調査の充実 以上の他、更なる改善の検討 が必要。	本取組を引き続き実施する。
0		一者応札の改善 (情報システムに関する調達の改善)	・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件を緩和するなどの対応により参加業者の範囲を拡大する。 ・一者応札になった案件については、業者よりヒアリングを行うことで原因を分析する。	表3より、情報システムに関する 契約金額が全体の約6割を占め、 且つ表4より一者応札に占める情 教システム条件の割合が約7割 を占めているので、改善の効果が 大きく見込まれるため。	Α	Н31	仕様書の要件の緩和等を図 る。	R5年 3月まで	A	Н31	・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件 緩和を検討した。 ・一者応札になった案件については、業者よりピアリングを 行うことで原因の分析を行った。	A	・本年度一者応札であった、8 事業を対象に意見聴取を実 施し、要因分析と今後の対応 策について検討を行った。	-	R5年 3月まで	・資料開覧期間を十分に確保 する等して、業者の準備期間 の確保。 ・仕様書の要件緩和の検討。 以上の他、更なる改善の検討 が必要。	本取組を引き続き実施する。
0		随意契約の事前審査の実施	・競争性のない随意契約について は、原則として、個人情報保護委員 会に設置している随意契約審査委員 会において、契約の適否等について 事前の審査を実施する。	競争性のない随意契約について は、その妥当性を精査し、適否等 について十分に確認する必要が あるため。	A	H29	競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会において、契約の適否委員について事前の審査を実施する。	き R5年 3月まで	A	Н29	・競争性のない随意契約については、原則として個人情報 保護委員会に設置している随 意契約審查委員会において。 変約の適否等について事前 の審査を実施した。	A	-	競争性のない随意契約について、個人情報保護委員会に 設置している随意契約の適否等 員会において、契約の適否等 について事前の審査を乗し、適正な契約方法等を用い られていることを十分に確認 した。	R5年 3月まで	特に課題等はなし。	本取組を引き続き実施する。
0		調達における公告期間の確保の徹底	·公表·公告期間を30日以上確保。 (総合評価落札方式)	事業者への時間的配慮を行うこと により、競争性を向上させ入札者 数の増加を図るため。	А	H31	調達実施の検討段階において、30日以上の公告期間の研 保の有無を事前に確認する。	R5年 3月まで	A	Н31	・公表・公告期間を30日以上確保した。 (総合評価落札方式)	A	-	総合評価落札方式に係る調 連実施の検討段階において、 30日以上の公告期間の確保 の有無を事前に確認した。 これにより、事業者への時間 的配慮を行い、競争性の向上 を図った。	R5年 3月まで :	特に課題等はなし。	本取組を引き続き実施する。
	0	調達改善に向けた審査・管理の充実	・一者応札案件については、各担当 企画官等がセルフチェックリストに基 づいてその要因分析、次回調達時の 改善策の検討を行う。 ・要因分析、改善策、改善策を実行した結果を一覧化して、データベース化 (共有化)することにより、更なる改善 に努める。 ・個人情報保護委員会入札等監視委員会にも3重点的な審査を行い、指 摘事項について改善案を作成、実行 しその成果を再度の委員会に報告する。 ・物品及び消耗品(共同調達案件を ・物品及び消耗品(共同調達案件を 等を活用することにより見積競争の 結果(価格)が妥当であるかチェック し、市場価格より大幅に高額である場 合は再度価格を渉等を行う。		А	Н30	・一者応札案件について、要 因分析、改善策の検討、改善 策を実行した結果を一覧化 し、以降の調達時の検討に活 ・少額の物品及び消耗品(共 同調達案件を除く。)の調達の 際は、事前にインターネット検 素等を活用して市場価格を把 握した上で、見積価格を把 に乖離していないか確認す る。	R5年 O 3月まで	А	нзо	・一者応札であった案件については、開札後にセルフチェックリストに基づいて入札手がの妥当性等を確認した。 ・個人情報保護委員会入札等整視委員会人名等を担き、一川による審査を実施した。 ・物品及び消耗品(共同調達案件を除る)について、インターネット検索にて、価格の調査を行い見積競争の結果(価格が妥当であるか確認を行った。	А	・一者応札であった15事業を 対象として開札後において、 セルフチェックリストによる入 札手続の妥当性等のチェック ブロセスを実施し、要因分析と 今後の対応策について検討を 行った。	・令和3年度事業の契約状況 に対し、有識者より意見聴取 を実施し、著終内容に対し、 求める人的要件が過大になっ ていないかなど、仕様書を 直し、競争性の担保に努める こと。」などの意見をいただい た。	R5年	特に課題等はなし。	本取組を引き続き実施する。
	0	調達事務のデジタル化の推進	・電子調達システムによる電子入札・電子契約手続きの更なる促進を図るため、紙での入札・契約を希望する事業者に対して、電子入札・電子契約への移行を勧奨する。・見積書や請書等の徴取に当たっては、押印を省略して電子メールで提出するよう事業者に対して呼びかけを行う。		A	R4	・前年度の電子入札率・電子 契約率を上回ることを目標と する。 ・押印を省略した見積書や請 書等の推進を図る。	R5年 3月まで	A	R4	・紙で入札した事業者に電子 入札できない理由のヒアリン グを実施した。 ・見積書や請書の押印が省略 可能である旨を事業者に向け て積極的に周知を行った。	A	・昨年度は、電子入札率が 43.2%であったが、今年度で は49.4%に増加した。 ・昨年度は電子契約率が 2.2%であったが、今年度では 3.6%に増加した。		R5年 3月まで	特に課題等はなし。	本取組を引き続き実施する。
	0	電力調達、ガス調達の改善	個人情報保護委員会は民間ビルに 入居しており、ビル管理会社が電力 調達等を実施しているため該当なし。														

その他の取組

調達改善計画		令和4年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日~令和5年3月31日)					
具体的な取組内容		特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか) 定量的 定性的				
契約の事後検証の実施 ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に1回、第三者の立場から監視を行うために設置している入札等監視委員会において、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	継続	-	-	入札等監視委員会(行政事業レビュー)の外部有識者から「今後もできるだけ一者応札とならないよう、努力と工夫を続けること。」との意見をいただいたので、今後も一者応札にかかる取組みを粘り強く実施していく。			
汎用的な物品・役務における共同調達等・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。	継続	-	-	前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施し、単独で調達するよりも事務量的なコストも削減された。			
オープンカウンター方式の実施 ・少額の随意契約を行う案件について、オープンカ ウンター方式により提出箱等に自由に見積書を受 け付ける調達を行い競争性、公平性の確保を図 る。	継続	-	-	他省庁の取組状況等を調査し、 当局で実施可能か検討を行い、 次年度から実施予定である。			
国庫債務負担行為の活用 ・複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。		-	-	調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為 として予算を要求した。			

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和4年4月1日~令和5年3月31日)

外部有識者の氏名【政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合(兼入札等監視委員会) 赤羽 貴座長】 意見聴取日【令和4年7月29日】

外部有識者の氏名【姒束評価・行姒事業レビュー外部有識者会		3【令和4年/月29日】			
意見聴取事項	意見等	意見等への対応			
〇: かが 〇令和3年度個人情報保護委員会調達改善計画年度末自 己評価の結果について)業務内容に対し、求める人的要件が過大になっていない いなど、仕様書を見直し競争性の担保に努めること。)今後も、できるだけー者応札にならないよう、努力と工夫 続けること。	○御指摘を踏まえ、仕様書を精査し、適切な調達に努めてまいりたい。 ○御指摘を踏まえ、一者応札改善に向けた取組を一層充実させたい。			

	一者応札の要因分析一覧				
件名	要因(※入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からの聞き取り結果)	対応策			
令和4年度報告受付管理システムに係る運用保守等業務	仕様書で求められている資格を満たす人員の確保が困難。	作業要員の要件がシステム規模と比較して過大になっていないか精査し、緩和できる要件について緩和をする。 また、引継ぎに係る要件及び閲覧資料を充実させるとともに、業者の準備期間も十分確保した入札スケジュール にする。			
ソーシャルメディア等に係る情報提供業務	仕様書で示された業務内容を遂行する人員等の体制確保が困難。	引き続き、公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。			
令和3年度マイナンバー保護評価システムに係る検証環境提供業務	作薬体制の確保が困難。	引き続き、資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。			
令和4年度独自利用事務システム運用・保守業務	仕様書で求められている人員の確保が困難。	作業要員の要件がシステム規模と比較して過大になっていないか精査し、緩和できる要件について緩和する。			
令和4年度個人情報保護委員会ウェブサイトに係る運用及び保守業務	作業体制の確保が困難。	資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。			
新聞等記事のクリッピング業務	作薬体制の確保が困難。 仕様書で求められている著作権の利用許諾の対応が行えなかった。	受注可能な事業者の調査を行う。 また、公告期間を十分に確保する。			
「個人情報を考える週間」に係る広報業務	業務の実施時期が前倒しになり、準備期間が短かったこともあり、スケジュールのハンドリングなどのリスクが大きい。	薬者の準備期間が十分に確保できる調達スケジュールにする。			
個人データ漏えい等事案の対応に関する後方支援業務	作薬体制の確保が困難。	引き続き資料閲覧期間を十分に確保する。			
地方公共団体における改正個人情報保護法対応に係る調査・支援業務	作業体制の確保が困難。 入札資格要件のハードルが高い。	入札期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。 また、入札参加資格要件の拡大及び応札可能性事業者の拡大策の検討を行う。			
令和4年度独自利用事務システム機能追加業務	仕様書で求められている業務内容を遂行する人員等の体制確保が困難。	作業要員の要件がシステム規模と比較して過大になっていないか精査し、緩和できる要件については緩和する。			
マイナンパー保護評価システムの更改に係る要件定義書作成等支援業務	1回目の調達では応札事業者がいなく不調になったことから、再調達では改めて受注可能な事業者にヒアリングを実施し調達要件を見直して実施したところ、契約開始までの期間及び契約期間が短くなったことで他事業者に対してはハードルが高くなった。	調達準備段階で受注可能な事業者の調査を行うほか、入札参加資格要件の緩和についても検討を行う。			
令和4年度個人情報保護委員会ウェブサイトコンテンツ改修等業務	既存システムの改修等業務のため、新規参入業者にとってはトラブル時の対応や環境変更などのリスクが大きい。	薬者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。			
ウェブ会議用ミーティングブースの購入及び設置	年度末の繁忙期で事業者の対応が困難。	事業者の繁忙期と重ならないよう、前倒しで公告を行う入札スケジュールとする			
個人データ利活用の実態に関する調査	他条件との調達重複に伴い、作業体制の確保が困難。	業務目的を達成するための適切な実施時期を考慮した上、可能な範囲で早期の公告時期となるよう検討する。			
令和4年度条例届出・公表システム運用・保守業務	既存システムの運用・保守のため、新規参入業者にとってはトラブル時の対応や環境変更などのリスクが大きい。	資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。			